

令和6年度 岩倉市指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所 在 地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条 項
			自	至	期間		
1	日本ゼネラルフード株式会社	名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田	6.5.29	6.7.28	2か月間	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項（別表第2-5）
2	株式会社魚国総本社 名古屋本部	愛知県刈谷市東新町5-118	6.5.29	6.7.28	2か月間	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項（別表第2-5）
3	メーキュー株式会社	名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	6.5.29	6.7.28	2か月間	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項（別表第2-5）

番号	指名停止事業者名	所 在 地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条 項
			自	至	期間		
4	葉隠勇進株式会社 中部支店	名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 1 9 号 法研中部ビル 3 階	6. 5. 29	6. 7. 28	2 か月間	名古屋市が発注する中学校スクールラ ンチ調理等業務の入札において、独占禁 止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の 規定に違反したとして、令和 6 年 5 月 22 日、公正取引委員会から同法の規定に基 づき排除措置命令及び課徴金納付命令を 受けた。 このため、契約の相手方として不適當 であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第 4 条 第 1 項 (別表 第 2 - 5)